

日立とコロンビア大学CCSI共同報告書に関する知財業務影響分析

エグゼクティブサマリー

- 本共同報告書は、AIを「地球環境」「エネルギーシステム」「産業・労働」「金融」「民主主義と社会的レジリエンス」の五つの領域で評価し、AIを単なる効率化技術ではなく、持続可能性トランジションを前進も後退もさせ得る基盤技術として位置づけている点に特徴があります。報告書は、近未来には科学的共通基盤の整備、中期には高リスク研究への暫定的制約、長期には拘束力ある枠組条約と越境AI移転の認証という段階的ガバナンスを提案しています。Hitachi側の発表日は2026年6月4日、CCSI側の掲載日は2026年6月3日です。 ¹
- 公開HTML要旨と図表に照らす限り、この報告書は知財法そのものを主題としていません。しかし、同報告書が要求する「監査可能性」「トレーサビリティ」「越境ガバナンス」「高リスク用途の統制」は、企業知財の実務ではそのまま、学習データの権利処理、AI支援発明の発明者認定、営業秘密の保持、モデル・データのライセンス、オープンソース対応、標準化参加、訴訟時の証拠保全に接続します。 ²
- 法制度面では、EUが最も報告書の方向性に近く、AI ActによりGPAI提供者へ著作権遵守ポリシーと学習内容サマリー作成を求め、2026年8月から委員会の執行権限が本格化します。米国は改訂USPTOガイダンス、USCO報告、個別訴訟によりルールが形成されつつあり、日本は既存知財法とソフトウェアを重ねる運用です。つまり、グローバル企業の知財部門は、EU水準の文書化・証跡管理を全社標準にするのが最も実務的です。 ³
- 短期対応として最優先なのは、AI案件の知財レビューゲート新設、データ来歴台帳、契約テンプレート改訂、AI支援発明ポリシー、秘密情報の入力禁止・隔離ルール、出力類似性レビュー、ログ保存の標準化です。これらは日本のAI事業者ガイドライン、文化庁のチェックリスト、USPTOのAI利用実務ガイダンス、EU AI Act/GPAI実務文書と整合します。 ⁴

調査範囲と優先参照URL

本稿は、最優先ソースとして日立プレスリリース、CCSI公式掲載ページ、同ページの図表、各国の法令・判例・公式ガイドラインを用いています。なお、CCSI公式ページ上で [Download PDF](#) リンク自体は確認できましたが、当調査環境では公式PDF本文の機械取得に失敗したため、**報告書固有の詳細叙述はCCSI掲載HTML、可視図表、日立プレスリリースに基づいて再構成**しています。そのため、報告書本文の細部までは完全照合できていない点を明示します。 ⁵

種別	優先URL	用途
公式掲載ページ	https://ccsi.columbia.edu/artificial-intelligence-and-sustainability-transitions/	報告書の公式掲載ページ。概要、五領域、ガバナンス枠組み、PDFリンクを確認するための基 点。 ⁶

種別	優先URL	用途
公式 ニュース	https://ccsi.columbia.edu/news/ais-promise-requires-innovation-in-governance-not-technology-alone/	CCSIの発表文脈確認用。 報告書公表タイミングと 公式位置づけの補強。 7
日立ブ レスリ リース	https://rd.hitachi.co.jp/_ct/17843022	日本語公式要約。五分 野、三層ガバナンス、三 段階ロードマップ、研究 背景の把握に有用。 8
公式PDF 直URL	https://ccsi.columbia.edu/wp-content/uploads/2026/05/Columbia-HitachiReport_%E7%89%87%E9%9D%A2_260328.pdf	CCSIの Download PDF か ら解決された公式PDFの 直URL。本文機械取得は 当環境で失敗。 5
日本著 作権一 次資料	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf	文化庁「AIと著作権に関 する考え方について」。 学習段階・生成段階の法 解釈。 9
日本実 務ガイ ド	https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf	文化庁「AIと著作権 チェックリスト&ガイダ ンス」。契約・トレーサ ビリティ・類似物防止の 実務。 10
日本AIガ イドラ イン	https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20241226_1.pdf	総務省・経産省「AI事業 者ガイドライン 第1.1 版」。IP法令順守、ト レーサビリティ、説明責 任。 11
日本発 明者実 務	https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsume.html	JPOの発明者表示実務。 AIを発明者として記載で きないことを確認。 12
米国特 許一次 資料	https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revise-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions	USPTO改訂ガイダンス。 AI支援発明に別基準は設 けない。 13
米国著 作権一 次資料	https://www.copyright.gov/ai/	USCO AIポータル。Part 2・Part 3報告書への入 口。 14
EU一次 資料	https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai	欧州委員会AI Act解説。 GPAI規律、透明性、著作 権関係。 15
EU GPAI 実務	https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-gpai-providers	GPAI提供者向けガイドラ イン。適用時期、執行、 OSS例外。 16

種別	優先URL	用途
EU著作権一次資料	https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=0J:L_202401689	AI Act官報本文。著作権遵守ポリシー、学習内容サマリー、OSS例外の限界。 ¹⁷

報告書の要旨と主要結論

CCSIの公式掲載ページが示す報告書の核は、**AIは持続可能性トランジションを支援し得るが、同じ能力が環境負荷、金融脆弱性、労働不安定化、民主主義の侵食、越境リスクを同時に増幅し得る**という構図です。報告書は、AIをめぐる問題を個別部門の不具合ではなく、集中・不透明性・監督不足に由来する「システム問題」として把握しています。¹⁸

“AI-related risks are not isolated phenomena.”¹⁹

簡潔な日本語要約

- AIは、気候変動、生物多様性損失、地政学的不安定、格差拡大という複合危機のなかで登場しており、その影響は単純な「効率化」では捉えきれない。特に高度モデルのブラックボックス性が、資源管理・バイオセーフティ・金融の監査可能性を低下させる。¹⁹
- 持続可能な成果は、技術単体ではなく、制度・規範・権力構造・実装方法の変化と組み合わせあって初めて実現される。つまり、AIの善悪は設計・導入・統治のあり方で決まる。²⁰
- 報告書は、地球環境、エネルギー、産業・労働、金融、民主主義・社会的レジリエンスの五領域ごとに、AIの機会とリスクを対置している。機会は、環境モニタリング、送配電最適化、生産性向上、気候リスク分析、公共サービス効率化など。リスクは、環境収奪、データセンター負荷、労働の置換、金融不安定、偽情報・政治権力集中など。²¹
- 報告書の答えは、部門別対策だけではなく、**近未来には科学的共通基盤、中期には高リスク研究への予防的制約、長期には拘束力ある国際枠組み**を組み合わせる段階的ガバナンスである。さらに、越境AI移転の認証も提案している。¹⁹
- 知財実務への含意としては、AIの価値を守るだけでなく、「何を、どの権利に基づいて、どのモデルへ、誰が、どの範囲で投入したのか」を説明できる企業だけが、将来の規制・訴訟・ライセンス交渉・M&Aで優位に立つ、ということです。これは本稿の分析上の推論ですが、報告書の監査可能性・越境認証・多層ガバナンス提案と整合します。²²

五領域の内容を知財観点で読み替えた整理

領域	報告書が示す主な機会	報告書が示す主なリスク	知財実務にとっての読み替え
地球環境	生態系監視、疾病監視、環境モニタリングの改善。	過剰搾取の加速、生態系崩壊、危険な生物学的能力の発展。	環境・バイオ領域では、 特許出願機会の増加 と同時に、学習データ・研究データの権利処理、バイオセキュリティ由来の公開制御、営業秘密化の判断が重要になる。 ²³

領域	報告書が示す主な機会	報告書が示す主なリスク	知財実務にとっての読み替え
エネルギー ギンズ テム	発電・送電・消費の効率化。	データセンターの電力需要増、限定的最適化による化石燃料依存の強化。	電力・制御AIでは、 標準化・インターフェース・特許ポートフォリオ が競争優位の核になる一方、OSS・共同研究・標準必須性の管理が重要。 ²⁴
産業・労働	資源最適化、物流改善、予知保全、作業補完。	労働置換、市場攪乱、賃金抑制、独占力強化。	企業内ノウハウをAI化する局面では、 特許化よりも営業秘密・契約・アクセス制御 が重要化しやすい。従業員のAI利用により秘密漏えいが起きると、価値の源泉そのものが失われる。 ²⁵
金融	気候データ分析、環境リスク管理、市場透明性向上。	高速化・不透明化・集中による金融不安定の加速。	金融AIでは、モデル自体よりも データ使用許諾、説明可能性、監査可能性、第三者配布条件 が争点化しやすい。規制対応を満たさないモデルはライセンス価値が落ちる。 ²⁶
民主主義・社会的レジリエンス	情報アクセス向上、災害対応改善、公共サービス効率化。	偽情報、政治権力集中、弱い公的監視。	生成物の著作権・肖像・商標・不正競争・契約範囲が交錯する。 出力利用規約と責任分配 が、知財だけでなくレピュテーション・公共調達適格性にも直結する。 ²⁷

知財類型別の機会・リスク整理

以下では、報告書の五領域フレームを、企業知財が管理すべき八つの論点へ落とし込みます。

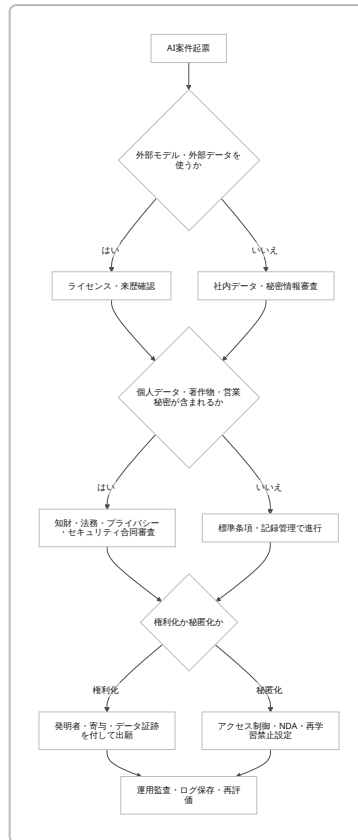
知財類型	機会	リスク	実務上の示唆	主な根拠
特許	環境モデリング、送配電最適化、予知保全、気候リスク分析などでAI支援発明が増える。日本でもAI関連発明出願は2023年に約11,400件。 ²⁸	AIを発明者にできない。AI支援発明でも人間の寄与立証が必要。米国では2025年改訂ガイドランスで「AI支援発明に別基準なし」、日本でもJPOは発明者を自然人に限定。 ²⁹	発明届に AI利用口グ、人間の創作的寄与、使用モデル版、利用データ を必須化。発明者面談の設計変更が必要。	30
著作権	人が選択・編集・配列したAI出力には保護余地がある。USCO Part 2も「人間の寄与」はケース別に判断するとする。 ³¹	純粋なAI生成物は原則保護外。プロンプトだけでは通常不十分。学習時には日本30条の4、EU TDM例外、米国フェアユースが問題になり、訴訟は継続中。 ³²	入力段階と出力段階を分けて審査 すること。学習データ権利処理と出力の類似性レビューを別工程にする。	33
営業秘密	モデル重み、評価データ、RAG構成、プロンプト資産、運用ノウハウは秘匿価値を持つ。 ³⁴	外部AIへの入力で秘密が再学習・再出力される危険。USPTOも、発明内容入力が第三者漏えいにつながると警告。 ³⁵	「AI利用により何を外部へ出してはならないか」を 技術的に制御 しなければ、秘密管理性が揺らぐ。	36

知財 類型	機会	リスク	実務上の示唆	主な 根拠
デー タ権 利	産業データ・環境データ・IoTデータは競争優位の源泉であり、契約とアクセス制御で囲い込み可能。EU Data Actは「誰が何を使えるか」を整理する。 ³⁷	個人データはAPPI/GDPR、限定提供データは不正競争防止法、EUでは著作権・データ法制・TDM opt-out が交錯。 ³⁸	データを「所有」ではなく、 アクセス権・利用権・再学習権・再配布権 に分解して契約設計する必要がある。	39
ライ セン ス	USCO Part 3は自主ライセンス市場が拡大していると認識。創作者・出版社・画像供給者との新市場形成は知財部の新収益源になり得る。 ⁴⁰	権利連鎖が曖昧なまま学習・再利用すると、ライセンス交渉力を失い、訴訟リスクを抱える。	学習権、微調整権、出力利用権、監査権、補償、削除・停止条項を 分離して交渉 する。	41
契約	文化庁も、法だけでは保護しきれない部分を「技術」と「契約」で補完すべきとする。 ⁴²	契約未整備だと、著作権で保護されないデータやスタイル、ノウハウの扱いが空白になる。	AI案件では、NDA・共同研究契約・PoC契約・SaaS利用規約を AI専用条項で更新 すべき。	43
オー プ ン ソ ー ス	オープンモデルは研究開発や標準化参加を加速する。EUもOSSの一定の役割を認める。 ⁴⁴	ただしEU AI Act上、OSSでも学習内容サマリーや著作権遵守ポリシーは免除されない場合があり、「OSSだから自由」は成立しない。 ⁴⁵	OSS審査は コードだけでなく、モデル重み・データ・利用制限条項 まで見る必要がある。	46
標準 化	EUはAI Act支援標準を10分野で整備中で、将来の適合推定や市場アクセスの実務基盤になる。ISO/IEC 42001・42006、NIST AI RMFも内部統制の共通言語になる。 ⁴⁷	標準化に不参加だと、他社に仕様・適合証明・相互接続条件を決められ、後追いライセンスに追い込まれる。	知財部は 標準化部門と一体 で参加し、開示・秘匿・SEP化可能性を前もって整理すべき。	48

公開HTMLから読めるこの報告書の最重要メッセージは、AIリスクは個別現象ではなく相互関連したシステム問題だという点です。知財実務に引き直すと、「権利化」だけでは足りず、「証跡」「来歴」「説明可能性」「越境移転管理」まで含んだガバナンスへ知財部門の役割が拡張する、という理解が必要です。⁴⁹

企業知財業務への実務影響

知財部門にとっての最大の変化は、AI案件が**出願・契約・紛争の後工程ではなく、研究開発・調達・導入の入口でレビューされるべき案件**になったことです。日本のAI事業者ガイドラインは、IP法令順守、トレーサビリティ、関連ステークホルダーへの情報提供を求め、文化庁のチェックリストは学習データ出所、類似物生成防止、契約、社会への情報提供を推奨しています。⁵⁰



このワークフローは、報告書が求める多層ガバナンスを企業内部へ写像したものです。すなわち、部門別審査、横断的統制、越境・規制対応の三層を、知財実務の中で同時に回す設計です。 51

業務領域	具体的影響	実務上の課題	推奨対応
発明管理	発明届だけでは足りず、 人間の創作的寄与 とAI関与の境界を記録する必要がある。JPOは発明者を自然人に限定し、USPTOもAI支援発明に別基準を置かない。 52	発明者インタビューの設問が旧来型のままだと、AI支援発明で誤認が起こる。	発明届に「利用AI」「バージョン」「入力データ」「人間の判断点」「出力の採否理由」を追加。
出願戦略	AI関連発明件数の増加により、周辺特許・改善発明・データ処理クレームの競争が激化する。日本のAI関連発明出願は増勢。 53	量は増えても、101適格性や技術的特徴の弱い案件は価値が薄い。	「省エネ」「脱炭素」「資源最適化」等の実体的効果が明確な案件へ集中投資。
権利化	明細書における再現性・支持、データ来歴、実験設計の説明が重要になる。文化庁はトレーサビリティ確保を推奨し、JPO側議論でも進歩性・記載要件が論点。 54	“AIが見つけた”だけでは、寄与も再現性も説明不足になりやすい。	発明者説明書に、出力をどう検証し、何を人間が選択・具体化したかを必須化。
ライセンス交渉	交渉対象が、ソフトウェア利用権から 学習権・微調整権・出力商用利用権・再学習禁止 へ広がる。EUでは学習内容サマリーと著作権ポリシー対応も交渉背景になる。 55	ベンダー契約が旧来SaaS条項のままだと、学習・再利用・責任配分が空白。	AI調達・共同研究・API利用に専用契約テンプレを導入。

業務領域	具体的影響	実務上の課題	推奨対応
コンプライアンス	IPだけでなく、個人データ、越境移転、秘密保持、モデル開示義務が複合化。PPCは生成AI利用注意喚起を公表済み。USPTOも秘密情報入力危険を警告。 ⁵⁶	法務・知財・プライバシー・セキュリティが分断されると統制不全になる。	AI案件審査委員会を常設し、審査票を一本化。
データレジエンス・M&A	買収対象の価値評価では、モデルやデータのchain of title、OSS混入、契約上の再学習権、秘密管理性を確認する必要がある。EU・米の制度はこの重要性を強める。 ⁵⁷	帳票がないと、モデル価値の中心であるデータ権利が検証不能。	DDチェックリストに「データ来歴」「opt-out対応」「モデル差分管理」「秘密管理措置」を追加。
訴訟対応	AI関連紛争では、学習データ出所、プロンプト、モデル版、出力ログ、類似性・依拠性の評価が中核証拠になる。Thomson Reuters事件は無断学習のリスクを示した。 ⁵⁸	ログ未保存だと、防御も反訴も難しい。	リーガルホールド対象に「モデル版」「RAG索引」「学習データ台帳」「生成ログ」を追加。
社内ポリシー	USPTOガイダンスは、AI利用でも守秘・能力・誠実義務がそのまま適用されると明示。日本ガイドラインもトレサビリティと説明責任を重視。 ⁵⁹	“便利だから使う”が既成事実化しやすい。	承認済みAIのみ利用可、秘密情報の外部入力禁止、出力の人手レビュー必須をルール化。

日米欧の制度動向と報告書との整合性・ギャップ

日本

日本は、AI専用の包括法ではなく、既存知財法とソフトローの組合せで進んでいます。著作権法30条の4は、享受目的でない情報解析利用を広く許容する一方、「著作権者の利益を不当に害する」場合は除外します。文化庁の2024年整理はこの考え方を明示し、2024年のチェックリストでは、類似物生成防止措置、学習データ出所の確認可能性、AI利用者・提供者への情報提供を推奨しました。さらに、総務省・経産省AI事業者ガイドラインは、適用法令順守、IPを含むデータ取扱い、トレサビリティ、ステークホルダーへの情報提供を求めています。⁶⁰

特許では、JPOは発明者表示を自然人に限定しており、東京地裁ダバス判決を踏まえた2025年審議会資料でもその理解が維持されています。したがって、日本での実務論点は「AI inventedか」ではなく、**人間がどの特徴的部分に創作的に寄与したかの証跡管理**です。⁶¹

報告書との整合性は高いものの、日本制度のギャップは、**モデルレベルの訓練内容サマリー義務や越境AI移転認証のようなハードローが未整備**な点です。したがって、現時点では企業が自主的に文書化水準を引き上げる必要があります。これは本稿の推論ですが、報告書の国際ロードマップと日本のソフトロー運用の差から導かれます。⁶²

米国

米国では、2025年11月の改訂USPTOガイダンスが、AI支援発明について「同じ法的基準がすべての発明に適用され、別基準はない」と明言し、2024年ガイダンスのPannu要因依拠を撤回しました。他方で、USPTOの

AI利用実務ガイダンスは、守秘、能力、誠実義務、外国出願許可・輸出規制への注意を明示しています。つまり、米国ではAIを使うこと自体は許容されるが、証拠・説明・守秘の義務はむしろ重くなる方向です。⁶³

著作権では、USCO Part 2 が人間著作を本質要件とし、プロンプト単独では通常足りないとしつつ、AIを道具として用いた場合の保護可能性をケース別に認めています。Part 3 では、AI学習に関するフェアユースは事実依存で、特に第1・第4要素が重要であり、自主ライセンス市場が成長しているため現時点での立法介入は時期尚早と述べています。なお、Part 3 は公開時点で pre-publication version です。⁶⁴

判例面では、Thaler v. Vidal が発明者は自然人だと判示し、Thomson Reuters v. Ross では、Westlawコンテンツを用いた競合AI学習についてフェアユースを認めない判断が示され、2026年5月まで第三巡回区で係属が継続していることが確認できます。米国は報告書の問題意識と整合的に「リスクの現実化」を示していますが、制度形成は依然として訴訟主導・事後的です。⁶⁵

EU

EUは本報告書と最も構造的に親和的です。AI ActはGPAI提供者に対し、2025年8月から透明性・著作権関連義務を適用し、2026年8月から欧州委員会の執行権限が本格稼働します。AI Act本文は、GPAI提供者にEU著作権法遵守ポリシーと、学習内容の十分に詳細なサマリーの公開を求めています。さらに、EU稿の考え方どおり、AI Office はGPAIコード、ガイドライン、学習内容サマリーテンプレートを提示済みです。⁶⁶

EUはオープンソースへの例外も認めますが、その例外は限定的で、**オープンソースGPAIでも著作権遵守ポリシーと学習内容サマリー義務は残ると**AI Actは明示しています。著作権実体法ではDSM指令がTDM例外を設ける一方、権利者のopt-outを認めており、AI Actはまさにそのopt-out遵守をGPAI提供者の義務に組み込みました。⁶⁷

最新の判例動向としては、Case C-250/25 Like Company v Google Ireland で、LLMチャットボット応答の複製・公衆伝達、学習行為、TDM例外適用がCJEUへ付託されています。これは、AI出力と学習過程を一体で問う欧州の次の争点を示します。加えて、EPOおよびIP5では、AIを発明者として記載できない理解が引き続き共有されています。⁶⁸

総合評価

三極比較では、**EUは制度先行、米国は訴訟先行、日本はソフトロー先行**です。報告書が示す「科学基盤→予防的統制→越境制度化」という道筋に最も近いのはEUですが、企業の知財実務としては、どの法域でも共通して必要なのは、来歴管理、人間寄与の立証、守秘統制、契約更新、監査証跡です。⁶⁹

実行ロードマップと企業向け推奨

優先対応ロードマップ

期間	優先アクション	主担当	必要リソース	主なリスク緩和策	根拠
短期	AI案件の知財レビューゲートを新設し、発明・契約・導入前に審査する。	知財、法務、情報セキュリティ	審査票、承認フロー、案件台帳	無審査導入を防ぎ、権利侵害・秘密漏えいの初期リスクを止める。	⁷⁰

期間	優先アクション	主担当	必要リソース	主なリスク緩和策	根拠
短期	学習データ・評価データ・RAGコーパスの 来歴台帳 を作る。	知財、データガバナンス、開発部門	データカタログ、ログ保存、責任者指定	侵害主張やDD時に、適法性と契約範囲を即時説明できる。	71
短期	AI支援発明ポリシーを制定し、発明者認定と届出様式を改訂する。	知財、研究企画	新発明届、面談テンプレ、教育資料	発明者誤記載、共同発明者漏れ、無効リスクを低減。	72
中期	AI調達・共同研究・API利用の 契約テンプレート刷新 。	法務、知財、調達	条項集、サプライヤ評価票	学習権、再学習禁止、補償、監査、削除義務の空白を解消。	73
中期	営業秘密保護のため、承認済みAI以外への秘密情報入力を技術的に遮断。	情報セキュリティ、IT、知財	DLP、CASB、プロキシ制御、利用ログ	秘密管理性喪失と二次利用を防ぐ。	74
中期	M&A/DDテンプレートに、AIモデル・データ・OSS・opt-out対応の専用章を追加。	経営企画、法務、知財	DD質問票、外部専門家、監査手順	買収後の権利欠缺・訴訟・再構築コストを抑える。	75
長期	EU準拠の 学習内容サマリー、著作権ポリシー、モデル文書化 を全社標準へ。	知財、法務、AIガバナンス室	モデルカード、データカード、文書管理	欧州規制だけでなく、越境取引・公共調達・訴訟に耐える。	76
長期	標準化・認証対応を知財戦略へ統合し、必要に応じて特許・秘匿・公開を選別。	知財、標準化、事業部	標準化予算、SEP分析、外部委員会参加	将来の適合推定や市場参入条件に先回りできる。	77

企業向け推奨パッケージ

テーマ	推奨内容	監査指標
ポリシー	「AI利用・開発・提供ポリシー」を、知財・個人情報・秘密情報・OSS・標準化を含む統合版へ改訂。	承認済みAI利用率、無承認ツール検知件数、AI案件レビュー通過率
契約	学習権、再学習禁止、出力の権利帰属、侵害クレーム対応、監査権、データ削除、OSS開示を必須条項化。	AI契約テンプレ利用率、補償条項充足率、権利チェーン確認率
ワークフロー	発明届・契約審査・PoC開始・外部公開・M&A DDにAI/IPチェックポイントを埋め込む。	AI案件の起票から審査完了までのリードタイム、差戻率
教育・研修	研究者向けに「発明者認定」、事業部向けに「データ来歴・契約」、法務向けに「AI訴訟証拠」を訓練。	受講率、理解度テスト、違反再発率
監査	モデル版、データ出所、学習ログ、opt-out対応、削除要求対応、出力類似性レビューを定点監査。	監査完了率、ログ欠落率、是正完了率

サンプル条項

以下は、上記ロードマップを契約実務へ落としするための例示条項です。法域・業界・交渉力に応じて調整が必要ですが、文化庁の契約補完アプローチ、EUの著作権ポリシー要求、米国のライセンス市場形成と整合する方向です。 ⁷⁸

データ来歴・権利保証条項

供給者は、本サービス又はモデルの学習、微調整、評価又は検索拡張生成に利用されたデータについて、
適用法令及び第三者権利を遵守して取得・利用していることを表明保証する。

再学習禁止条項

受領者は、開示者の秘密情報、未公開明情報、営業秘密又は契約上目的外利用が禁止されたデータを、
事前の書面承諾なく、モデル学習、微調整、評価又はベンチマークに使用してはならない。

出力利用・侵害対応条項

提供者は、出力に関する第三者知財クレームが提起された場合、遅滞なく通知し、
原因モデル、対象データ群、関連ログ及び再発防止措置を開示し、協議のうえ防御又は代替措置を実施する。

監査・文書保存条項

提供者は、モデルのバージョン、主要データソース類型、権利遵守ポリシー、削除対応履歴及び
安全対策に関する文書を保存し、合理的範囲で相手方又は指定監査人による確認に協力する。

OSS・第三者要素開示条項

提供者は、成果物又はサービスに含まれるオープンソース、公開モデル、第三者データ及び
それらに付随するライセンス条件又は利用制限を一覧化して開示する。

最小チェックリスト

チェック項目	Yes/No
人間の創作的寄与を説明できるか	
学習・評価・RAGデータの出所を示せるか	
個人データ・営業秘密・限定提供データの混入有無を確認したか	
OSS・公開モデル・第三者APIの利用条件を確認したか	
出力の著作権・商標・不正競争上の類似性レビューをしたか	
契約に再学習禁止・補償・監査・削除条項があるか	
モデル版・ログ・プロンプト・設定の保存場所が定義されているか	
越境利用先で適用される規制を確認したか	

参考ケーススタディ

事例	区分	何が起きたか	知財実務への示唆
日立・CCSI共同報告書	国内外の政策 先行事例	AIを五領域で評価し、科学基盤→予防的制約→国際制度化というロードマップを提示。越境AI移転認証まで視野に入れる。 20	知財部は「権利取得部門」から「AIガバナンス基盤部門」へ役割拡張が必要。
ダバス事件とJPO実務	日本	JPOは発明者表示を自然人に限定し、関連審議資料でもその解釈を維持。 79	発明届段階でAI関与の程度と人間寄与を立証できるようにしなければならない。
Thaler v. Vidal	米国	連邦巡回区は、Patent Act上の“inventor”は自然人だと判示。 80	米国出願でも「AIが発見した」は防御にならず、寄与ログが不可欠。
Thomson Reuters v. Ross	米国	Westlawコンテンツを競合AI学習に用いた事案で、フェアユース不成立判断が示され、上訴係属が継続。 81	学習データの権利連鎖と契約許諾を軽視すると、事業価値そのものが毀損する。
EU GPAI Code・AI Act運用	EU	著作権ポリシー、学習内容サマリー、OSS例外の限界、2026年8月からの執行が明確化。 46	モデル提供者・導入企業とも、文書化義務を中心に契約・DD・監査実務を再設計すべき。
IP5の発明者整理	多国間	IP5事務局資料は、現時点でAIを発明者として指定することは各庁要件を満たさないと総括。 82	グローバル出願方針は「自然人発明者前提」で統一し、社内証跡を共通化するのが合理的。

最後に要点を一文で言えば、この報告書が知財部門に突きつけているのは、**AI時代の知財は「権利の取得・防衛」だけでなく、「来歴を証明し、越境的に説明し、必要な部分だけを開示しながら競争優位を守る」統治機能へ変わる**ということです。EUの制度化、米国の訴訟、日本のガイドラインは方向こそ異なりますが、企業実務が求められている焦点は同じです。
69

1 8 21 https://rd.hitachi.co.jp/_ct/17843022

https://rd.hitachi.co.jp/_ct/17843022

2 5 6 18 19 20 22 23 26 49 51 62 69 <https://ccsi.columbia.edu/artificial-intelligence-and-sustainability-transitions/>

<https://ccsi.columbia.edu/artificial-intelligence-and-sustainability-transitions/>

3 16 46 66 76 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-gpai-providers>

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-gpai-providers>

4 50 70 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20241226_1.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20241226_1.pdf

7 <https://ccsi.columbia.edu/news/ais-promise-requires-innovation-in-governance-not-technology-alone/>

<https://ccsi.columbia.edu/news/ais-promise-requires-innovation-in-governance-not-technology-alone/>

- 9 33 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf
- 10 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf
- 11 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/index.html
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/index.html
- 12 52 61 79 <https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html>
<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html>
- 13 29 30 63 72 <https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
- 14 <https://www.copyright.gov/ai/>
<https://www.copyright.gov/ai/>
- 15 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>
- 17 44 45 55 57 67 75 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ%3AL_202401689
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=OJ%3AL_202401689
- 24 47 48 77 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/ai-act-standardisation>
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/ai-act-standardisation>
- 25 35 59 74 <https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/11/2024-07629/guidance-on-use-of-artificial-intelligence-based-tools-in-practice-before-the-united-states-patent>
<https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/11/2024-07629/guidance-on-use-of-artificial-intelligence-based-tools-in-practice-before-the-united-states-patent>
- 27 54 58 71 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_02/pdf/94089701_05.pdf
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r06_02/pdf/94089701_05.pdf
- 28 53 https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html
https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html
- 31 32 64 <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf>
<https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf>
- 34 36 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/3629/en>
<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/3629/en>
- 37 39 <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/rules-on-fair-access-to-and-use-of-data-data-act.html>
<https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/rules-on-fair-access-to-and-use-of-data-data-act.html>
- 38 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4241>
<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4241>
- 40 41 73 <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-3-Generative-AI-Training-Report-Pre-Publication-Version.pdf>
<https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-3-Generative-AI-Training-Report-Pre-Publication-Version.pdf>

42 43 78 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r06_01/pdf/94080501_16.pdf

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r06_01/pdf/94080501_16.pdf

56 https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert

https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert

60 <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4207/en>

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4207/en>

65 80 https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf

68 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ%3AC_202503039

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ%3AC_202503039

81 <https://www.reuters.com/legal/thomson-reuters-wins-ai-copyright-fair-use-ruling-against-one-time-competitor-2025-02-11/>

<https://www.reuters.com/legal/thomson-reuters-wins-ai-copyright-fair-use-ruling-against-one-time-competitor-2025-02-11/>

82 https://link.epo.org/ip5/Inventorship_AI-related_inventions_2024

https://link.epo.org/ip5/Inventorship_AI-related_inventions_2024